

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和7年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (営農再開支援水利施設等保全事業) 南相馬地区	事業番号	(5)-40-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	(610,255) 725,413 (千円)		全体事業費	(610,255) 725,413 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>市が管理する排水機場等の基幹的土地改良施設は、農業生産活動の根幹を成す基幹的インフラである。これらの基幹的土地改良施設は、避難指示区域全域に存在し、震災以前は市及び受益者が経費を負担して運転・補修を行い、地域農業の発展を支えてきた。これら施設については、原子力災害に伴う受益者・管理者の避難や営農活動制限の影響を受け、その費用負担や管理体制が維持できず、施設機能の保全が困難となっている。</p> <p>これらの施設は地域の基幹的施設で、地域営農の再開を果たす上で不可欠な施設であることから、この機能を維持していく必要がある。</p> <p>本事業を導入することにより、基幹的インフラとしての機能を維持し、被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。</p>					
事業概要					
<p>農業用排水施設等を保全するために必要な点検、見回り、除草、清掃及び管理運転等の保安全管理や、農業用排水施設等の利用再開のために必要となる試運転、機能診断、補修・補強等を行う。</p> <p>【南相馬市第三次総合計画 前期基本計画 政策の柱4 産業・仕事づくり・移住定住】 P84 基本施策7 農林水産業 施策21 担い手の確保・育成と効率的な生産基盤の整備 主な取組 営農再開への支援</p>					
当面の事業概要					
<p><令和6年度></p> <p>概要：1 農業用排水施設等の保安全管理 一式 (10施設) 2 農業用排水施設等の試運転、補修等 一式 (10施設)</p> <ul style="list-style-type: none">・湛水防除施設 (排水機場)・・・9箇所 (金沢、泉、前向、小浜、太田、谷地、小高、塚原第二、福浦南部)・海岸保全施設 (樋門)・・・1箇所 (金沢) <p><令和7年度></p> <p>概要：1 農業用排水施設等の保安全管理 一式 (9施設) 2 農業用排水施設等の試運転、補修等 一式 (9施設)</p> <ul style="list-style-type: none">・湛水防除施設 (排水機場)・・・8箇所 (金沢、泉、前向、小浜、谷地、小高、塚原第二、福浦南部)・海岸保全施設 (樋門)・・・1箇所 (金沢)					

地域の帰還・移住等環境整備との関係

避難指示区域であった本地区における営農再開の加速化には、排水機場等の防災施設の機能維持が不可欠であることから、再生加速化の目標達成に向け、農業用排水施設等の保全管理並びに試運転、補修等を行う必要がある。

関連する事業の概要

南相馬地区直轄特定災害復旧事業…小浜、谷地、塚原第二、福浦南部排水機場
県営災害復旧事業 …金沢、泉、前向、小高排水機場 金沢、雫、洪佐樋門
県営農山村地域復興基盤総合整備事業 …太田排水機場、須賀内排水機場

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和7年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	47	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 営農再開支援水利施設等保全事業 (南相馬小高地区)	事業番号	(5)-40-7
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	(183,284) (千円) 209,284 (千円)		全体事業費	(183,284) (千円) 209,284 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保安全管理が適切に行われてきたが、原子力災害による5年以上の避難により、農業用施設を管理する地域農業者が減少し従前のように適切な維持管理ができず施設の劣化、機能低下が進んでいる。</p> <p>このため、本事業を導入して農業用水利施設等の保安全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要 <p>本事業の対象となる小高区は、平成23年3月1日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により5年以上の長きにわたり避難指示区域となっていたため、農地等の適正な管理ができなかった地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設等の周辺が荒廃している状況となっているため、農業用水利施設等の保全を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。</p>					
(2) 事業量 <p>農業用水利施設等の保全</p> <p>1) 農道 N=178路線</p> <p>2) 農業用排水施設等 (頭首工・揚水機場) N=93地区 (ため池) N=92地区</p>					
(3) 市町村計画等 <p>【南相馬市 第三次総合計画】 政策の柱4 産業・しごとづくり・移住定住 7. 農林水産業 施策21 担い手の確保・育成と効率的な生産基盤の整備</p>					
当面の事業概要					
<令和7年度> ・農業用水利施設等の保全					
1) 農道 N=137路線					
2) 農業用排水施設等 (頭首工・揚水機場) N=77地区 (ため池) N=90地区					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>農用地や農業用施設の保安全管理は、大震災前まで地域農業者が中心となって適切に行われてきたが、原子力災害による地域農業者の5年以上にわたる避難により、震災前のように適切な維持管理ができない状況が続いている。</p> <p>避難した地域農業者が避難指示の解除された小高区に帰還する環境を確保するためには、生業の確保が不可欠であり、農業は震災前から小高地域における主要な生業である。農用地や農業用施設の適切な管理によって、営農再開が可能な状態を確保し、地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進、地域農業の再興に繋げる。</p>					

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	125	事業名	農業基盤整備促進事業（大穴地区）	事業番号	(5)-42-9
交付団体	南相馬市		事業実施主体（直接/間接）	南相馬市（直接）	
総交付対象事業費	(30,580)（千円） 180,712（千円）		全体事業費	(187,080)（千円） 180,712（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>対象地区が立地する南相馬市小高区では、東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難を余儀なくされ、長期間農用地等の適切な維持管理を行うことが出来なかったため、農業用施設の機能低下が進んでおり、営農再開の支障となっている。</p> <p>そのことから、本事業により営農再開に必要な環境整備を行うとともに、担い手の確保、農作業の効率化により農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>					
事業概要					
＜事業概要＞					
<p>長期間農用地や農業用排水施設等を適正に保全管理が出来なかったことから、農用地は表土が流出するとともに、排水不良を起こしている。</p> <p>また、農作業道や農業用排水施設には破損が見受けられ、営農再開に支障をきたしていることから、基盤整備を実施し、担い手に農地を集約することで営農再開につなげることが可能となる。</p>					
＜事業内容＞					
・ 測量設計費 【第 46 回】単年度型 (実施設計 A=4ha, 境界測量 A=3.8ha, 土壌調査 N=1 式, 地形図作成 N=1 式)					
・ 用地費及補償費 【第 50 回（今回申請分）】 (農業用施設（農作業道、用排水路）整備に伴う用地取得 一式)					
・ 工事費 【第 50 回（今回申請分）】 (整地工 A=3.0ha, 道路工 L=520m, 用水路工 L=859m, 排水路工 L=661m, 暗渠排水工 A=1.0ha, 客土工 A=3.0ha)					
＜市町村計画等＞					
【南相馬市 第三次総合計画】					
政策の柱 4 産業・しごとづくり・移住定住 7. 農林水産業 施策 2 1 担い手の確保・育成と効率的な生産基盤の整備					
当面の事業概要					
＜令和 6 年度＞					
測量設計一式 30,580 千円（第 46 回申請）					
＜令和 7 年度＞					
用地・補償費一式（単年度型） 148 千円（第 50 回申請）					
工事一式（単年度型） 149,984 千円（第 50 回申請）					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>本事業により営農再開に必要な環境整備を行うとともに、担い手の確保、農作業の効率化により農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域の農業復興の加速化に結びつけるものである。</p>					

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	126	事業名	農業基盤整備促進事業 (村上福岡地区)	事業番号	(5)-42-10
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	(120,000) (千円) 521,798 (千円)		全体事業費	(433,200) (千円) 521,798 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>南相馬市小高区は、震災以前の水稻作付面積が約 1,230ha であったが、震災後は避難指示区域に指定されたため、平成 23 年度～平成 26 年度は試験田を除いて作付け中止の状況にあった。平成 27 年度からは作付け再開準備区域となり実証栽培が行われ、平成 29 年度からは全量生産出荷管理区域となり、小高区全域の作付制限はなくなった。しかし、地域農業者の帰還が未だに進まず令和 5 年度の水稲作付予定面積は、約 425ha にとどまっている。</p> <p>震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設の維持管理は適切に行われていたが、原子力災害による長期にわたる避難の影響によって、維持管理を担う地域農業者が減少し震災以前のような適切な管理ができず、施設の劣化や機能低下が進んでいる。</p> <p>このため、本事業を導入して農業用施設の改修を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進を図り、地域農業の再建を図る。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要					
農業用施設の利用再開のための改修を行い、営農を再開できる環境を整備する。					
(2) 事業量					
農業用施設の改修					
1) 排水路改修測量設計業務委託 (令和 6 年度)					
3 路線 (排水路 1 号 L=900m、排水路 3 号 L=572m、排水路 4 号 L=643m)					
2) 排水路改修工事 (令和 7 年度)					
3 路線 (排水路 1 号 L=900m、排水路 3 号 L=572m、排水路 4 号 L=643m)					
用地買収 A=11,198㎡					
(3) 事業実施理由					
当地区の上流側では、県営ほ場整備事業 (村上福岡地区) を実施予定し、下流側末端には国営で復旧された排水機場 (村上第一・第二) が在り、営農再開に向けた施設が整備されつつある。					
当地区の排水路は、その中間に位置し、重要な役割を担う農業幹線排水路である。しかしながら、素掘りの土水路であり、土砂堆積、草木繁茂、法面洗堀等により流れが悪く、十分な排水能力が発揮されない状況にある。当地区を整備することで上流から下流まで一体的な農業排水機能の効果を発揮し、安定的な農業を確保することが期待できる。					
(4) 市町村計画等					
【南相馬市 第三次総合計画】					

<p>政策の柱 4 産業・しごとづくり・移住定住 7. 農林水産業 施策 2 1 担い手の確保・育成と効率的な産業基盤の整備</p>	
<p>当面の事業概要</p>	
<p><令和6年度> 1) 排水路改修測量設計業務委託【第46回申請】 3路線（排水路1号L=900m、排水路3号L=572m、排水路4号L=643m）</p> <p><令和7年度> 1) 排水路改修工事【第50回申請】 3路線（排水路1号L=900m、排水路3号L=572m、排水路4号L=643m） 2) 用地買収【第50回申請】 用地面積A=11,198㎡</p>	
<p>地域の帰還・移住等環境整備との関係</p>	
<p>小高区内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な農業用施設である用水路等の機能回復が必要であり、当該事業を実施することにより、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上、住民の帰還促進及び地域農業を再建し、農業復興の加速化に結びつけるものである。</p>	
<p>関連する事業の概要</p>	
<p> </p>	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

<p>関連する基幹事業</p>	
<p>事業番号</p>	<p> </p>
<p>事業名</p>	<p> </p>
<p>交付団体</p>	<p> </p>
<p>基幹事業との関連性</p>	
<p> </p>	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.		事業名	農業基盤整備促進事業（小谷地区）	事業番号	(5)-42-12
交付団体		南相馬市	事業実施主体（直接/間接）	南相馬市（直接）	
総交付対象事業費		27,040（千円）	全体事業費	133,040（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>南相馬市小高区は、震災以前の水稻作付面積が約 1,230ha であったが、震災後は避難指示区域に指定されたため、平成 23 年度～平成 26 年度は試験田を除いて作付け中止の状況にあった。平成 27 年度からは作付け再開準備区域となり実証栽培が行われ、平成 29 年度からは全量生産出荷管理区域となり、小高区全域の作付制限はなくなった。しかし、地域農業者の帰還が未だに進まず令和 5 年度の水稲作付予定面積は、約 425ha にとどまっている。</p> <p>震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設の維持管理は適切に行われていたが、原子力災害による長期にわたる避難の影響によって、維持管理を担う地域農業者が減少し震災以前のような適切な管理ができず、施設の劣化や機能低下が進んでいる。</p> <p>このため、本事業を導入して農業用施設の改修を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進を図り、地域農業の再建を図る。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要					
農業用施設の利用再開のための改修を行い、営農を再開できる環境を整備する。					
(2) 事業量					
農業用施設の改修					
1) 用水路改修測量設計業務委託（令和 7 年度）					
測量設計延長 L = 1,300m					
2) 用水路改修工事（令和 8～9 年度）					
用水路施工延長 L = 1,300m					
用地買収 一式					
立木補償費 一式					
(3) 事業実施理由					
<p>当地区は、請戸川幹線から分水される犬塚用水路の支線で重要な用水路である。大震災後、住民の避難により草刈り、土砂撤去等の適正な維持管理が出来ず十分な用水機能が発揮されない状況にある。また、下流側の区域では令和 8 年度より小高北部ほ場整備事業の計画があり、当水路から供給される用水は必要不可欠であり重要であるため、合わせて整備する必要がある。</p> <p>大震災の影響による現状から復興するため、農業用施設の改修を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、地域農業者の意欲向上と住民の帰還促進を図り、地域農業の再建を図ることを目的に福島再生加速化交付金事業（農業基盤整備促進事業）にて実施したい。</p>					
(4) 市町村計画等					

<p>【南相馬市 第三次総合計画】</p> <p>政策の柱4 産業・しごとづくり・移住定住 7. 農林水産業</p> <p>施策2 1 担い手の確保・育成と効率的な生産基盤の整備</p>
<p>当面の事業概要</p>
<p><令和7年度></p> <p>1) 用水路改修測量設計業務委託【第50回申請】</p> <p>測量設計延長 L=1,300m</p>
<p>地域の帰還・移住等環境整備との関係</p> <p>小高区内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な農業用施設である用水路等の機能回復が必要であり、当該事業を実施することにより、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上、住民の帰還促進及び地域農業を再建し、農業復興の加速化に結びつけるものである。</p>
<p>関連する事業の概要</p>

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

<p>関連する基幹事業</p>	
<p>事業番号</p>	
<p>事業名</p>	
<p>交付団体</p>	
<p>基幹事業との関連性</p>	